



### 長野県告示第615号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年12月15日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
松本市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 次の森林については、主伐は、択伐による。  
松本市（次の図に示す部分に限る。）
    - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

### 長野県告示第616号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年12月15日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
上田市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 変更後の指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

### 長野県告示第617号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年12月15日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊那市（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
伊那市（次の図に示す部分に限る。）
      - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第618号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年12月15日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
佐久市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、佐久市（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び佐久市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第619号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年12月15日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
諏訪郡富士見町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

富士見町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び富士見町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

#### 長野県告示第620号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年12月15日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上伊那郡中川村（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

中川村（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐は、択伐による。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

#### 長野県告示第621号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年12月15日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東筑摩郡朝日村（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び朝日村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

### 長野県上田建設事務所告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和5年1月4日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和4年12月15日

長野県上田建設事務所長 中島俊一

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 144号
- 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上田市真田町長字湯ノ平187番の3地先から 上田市真田町長字湯ノ平2335番の1地先まで	旧	7.0～7.5 m	0.3460 km
		10.5～23.2	0.3664
同 上	新	7.5～10.8	0.3460
		8.2～22.8	0.3664

道路管理課

### 長野県上田建設事務所告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和5年1月4日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和4年12月15日

長野県上田建設事務所長 中島俊一

- 路線名 144号
- 供用を開始する区間  
上田市真田町長字湯ノ平187番の3地先から  
上田市真田町長字湯ノ平2335番の1地先まで
- 供用を開始する期日 令和4年12月16日

道路管理課

### 長野県須坂建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和5年1月4日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和4年12月15日

長野県須坂建設事務所長 野々口 敬一

- 路線名 豊野南志賀公園線

- 2 供用を開始する区間  
上高井郡高山村大字奥山田字山田入3681番の291地先から  
上高井郡高山村大字奥山田字山田入3681番の296地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和4年12月15日

道路管理課

選告示第79号

昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数)の一部を次のとおり改正します。

令和4年12月15日

長野県選挙管理委員会委員長 北島靖生

別表中	34,428	を	34,381	に改める。
	315,173		314,876	
	110,300		110,108	
	71,801		71,801	
	45,671		45,605	
	19,044		19,008	
	43,129		43,021	
	13,494		13,457	
	18,966		18,948	
	11,666		11,648	
	18,274		18,251	
	8,924		8,911	
	17,730		17,670	
	7,550		7,523	
	6,238		6,221	
	21,478		21,473	
	18,434		18,435	
	39,793		39,782	
	20,798		20,775	
	8,239		8,236	
27,195		27,170		
6,599		6,570		
22,534		22,510		
7,365		7,321		
8,580		8,567		

選挙管理委員会